

管理 No.	J007
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：観光経済部産業振興課
（ 産業振興係 / 内線：2931）

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	特定中小企業者の認定	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	中小企業信用保険法 (昭和 25 年 法律第 264 号)
	根拠規定条項	第 2 条第 5 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	中小企業信用保険法 (昭和 25 年 法律第 264 号)
	基準規定条項	第 2 条第 5 項
審査基準	<p>市町村長は、中小企業者であって、(1)～(8)のいずれかに該当する場合、特定中小企業者として認定する。</p> <p>(1)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者であって、経済産業大臣が指定したのものに対する売掛金債権その他経済産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。</p> <p>(2) 取引の相手方たる事業者その他の事業者が事業活動の制限であって経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、次に掲げる事由のうち中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が定めるものが生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。</p> <p>イ 当該事業者と取引を行う中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、当該事業者の事業活動に相当程度依存している相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、指定地域(当該事業活動の制限により当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が指定する地域をいう。)内に事業所を有する相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由 ※裏面に続く</p>	
標準処理期間 (経由機関の日数)	審査基準の(5)に該当する場合にあつては 2 日間、その他の場合にあつては 7 日	
本票の作成日	平成 29 年 1 月 5 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>(3) 災害その他の突発的に生じた事由であって、その発生に起因して特定の業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その業種に属する事業をその地域において行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が地域を限って指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。</p> <p>(4) 災害その他の突発的に生じた事由であって、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。</p> <p>(5) その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。</p> <p>(6) 破綻金融機関等(預金保険法第2条第4項に規定する破綻金融機関、同条第12項に規定する被管理金融機関、同条第13項に規定する承継銀行、第111条第2項に規定する特別危機管理銀行、同法第126条の2第1項第2号に規定する特定第2号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関、同法第126条の34第3項第1号に規定する特定承継銀行及び同法附則第15条の2第3項に規定する承継協定銀行(同条第4項第4号に規定する承継勘定に係る業務を行う場合に限る。)並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第2条第5項に規定する被管理金融機関、同条第7項に規定する承継銀行及び同条第8項に規定する特別公的管理銀行をいう。)と金融取引を行っていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。</p> <p>(7) 銀行その他の金融機関が支店の削減等による経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整であって経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、当該金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。</p> <p>(8) 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に対して有する貸付債権を特定協定銀行(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行をいう。)又は株式会社産業再生機構に譲渡したことにより、当該金融機関その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じている中小企業者のうち、適切な事業計画を有することその他の経済産業大臣が定める基準に適合することによりその事業の再生が可能と認められるもの</p>